

審査基準及び標準処理期間

所属名	健康福祉部医療課医務・看護担当
内線番号	4749

No.	項目	内容
①	処分名	診療所・助産所の開設許可
②	法令名	医療法
③	法令番号	昭和23年法律第205号
④	根拠条項	第7条第1項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	第七条 病院を開設しようとする者、医師法(昭和二十二年法律第二百一十号)第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者(同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了医師」という。))及び歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者(同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了歯科医師」という。))でない者が診療所を開設しようとするとき、又は助産師(保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第十五条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第三項の規定による登録を受けた者に限る。以下この条、第八条及び第十一条において同じ。))でない者が助産所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事(診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第八条から第九条まで、第十二条、第十五条、第十八条、第二十四条、第二十七条及び第二十八条から第三十条までの規定において同じ。))の許可を受けなければならない。
⑦	審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ●医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について(平成5年2月3日総第5号・指第9号厚生省健康政策局総務・指導課長連名通知 最終改正 平成24年3月30日医政総発0330第4号・医政指発第4号 厚生労働省医政局総務・指導課長連名通知) ●医療法の一部を改正する法律の一部の施行について(平成5年2月15日健政発第98号厚生省健康政策局長通知 最終改正 平成23年2月23日医政発0223第2号厚生労働省医政局長通知) ●医療法等の一部を改正する法律等の施行について(平成13年2月22日医政発第125号医政局長通知) ●医療法の一部を改正する法律の施行について(平成10年5月19日健政発639号厚生省健康政策局長通知 最終改正 平成26年3月31日医政発0331第4号厚生労働省医政局長通知) ほか
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑩合計期間)設定していない
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	医療課 医務・看護担当 075-414-4749
⑬	備考	